

様式1-(1)

特定医療費 指定医療機関 指定申請書 (病院又は診療所)

保険医療機関	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	医療機関コード	
開 設 者	住 所	
	氏名又は名称	
標榜している診療科名		
役員の氏名及び役職名		(別紙1)
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者</p> <p>住所 (法人にあつては所在地)</p> <p>氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)</p> <p>高 知 県 知 事 様</p>		

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

特定医療費 指定医療機関 指定申請書 (薬局)

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	薬 局 コード	
開 設 者	住 所	
	氏名又は名称	
役員の氏名及び役職名		(別紙1)

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。
 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開 設 者

住所

(法人にあつては所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

高 知 県 知 事 様

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

特定医療費 指定医療機関 指定申請書 (指定訪問看護事業者等)

指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		〒
	電 話 番 号		
	代 表 者	住 所	
氏 名			
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地		〒
	電 話 番 号		
訪問看護ステーションコード [※] 又は 介護保険事業者番号			
役員の氏名及び役職名			(別紙1)
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者 所 在 地 名 称 代 表 者</p> <p style="text-align: center;">高 知 県 知 事 様</p>			

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

特定医療費 指定医療機関 指定申請書 (病院又は診療所)

保険医療機関	名 称	〇〇法人 〇〇病院
	所 在 地	〒780-〇〇〇〇 高知市〇〇町〇丁目〇番地
	電 話 番 号	088-823-〇〇〇〇
	医療機関コード	3900000000
開 設 者	住 所	高知市〇〇町〇丁目〇番地
	氏名又は名称	高知 太郎
標榜している診療科名		〇〇科、〇〇科、△△科
役員の氏名及び役職名		(別紙1)
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p>		
<p>年 月 日</p> <p>開 設 者</p> <p>住所 (法人にあつては所在地)</p> <p>氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)</p>		
高 知 県 知 事 様		

役員がない場合は、「無」と記載し、別紙1は不要です。

申請書の裏面（次ページ）をご確認ください。

特定医療費 指定医療機関 指定申請書 (薬局)

保 険 薬 局	名 称	〇〇薬局 〇〇店
	所 在 地	〒780-〇〇〇〇 高知市〇〇町〇丁目〇番地
	電 話 番 号	088-823-〇〇〇〇
	薬 局 コード	3900000000
開 設 者	住 所	高知市〇〇町〇丁目〇番地
	氏名又は名称	高知 太郎
役員の氏名及び役職名		(別紙1)

役員がない場合は、「無」と記載し、別紙1は不要です。

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。
また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請書の裏面（次ページ）をご確認ください。

年 月 日

開 設 者

住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者氏名)

高 知 県 知 事 様

特定医療費 指定医療機関 指定申請書 (指定訪問看護事業者等)

指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称		株式会社 ○○
	主たる事務所の所在地		〒780-0000 高知市○○町○丁目○番地
	電話番号		088-823-0000
代表者	住 所	高知市○○町○丁目○番地	
	氏 名	高知 三郎	
訪問看護ステーション等	名 称		訪問看護ステーション □□□
	所 在 地		〒780-0000 高知市○○町○丁目○番地
	電話番号		088-823-0000
訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業者番号	役員がいない場合は、「無」と記載し、 別紙1は不要です。		
役員の氏名及び役職名	(別紙1)		
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p>			
年 月 日		指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者 所 在 地 名 称 代 表 者	
高 知 県 知 事 様		申請書の裏面（次ページ） をご確認ください。	